

鳥取県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	訪問看護	平成24年11月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社団法人鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	介護予防訪問看護	平成24年9月1日
株式会社ライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	〃	平成24年11月1日